

大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供することにより、障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護を利用している者及びこれに準ずると市長が認める者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、次のア及びイに該当するものをいう。
 - ア 障害のある学生の支援について協議・検討、意思決定等を行う委員会等及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
 - イ 重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること（この要綱による重度障害者大学等修学支援事業（以下「本事業」という。）を初めて利用しようとする者が修学する場合にあっては、当該計画を立てる予定であること。）。)

(事業内容等)

第3条 本事業は、重度障害者が大学等において修学するに当たり、大学等への通学及び大学等の敷地内での活動（大学等からの帰宅途中における余暇活動、修学に関わらない活動等を除く。）における身体介護等を提供するものとする。

2 本事業は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者（居宅介護又は重度訪問介護を行う者に限る。以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第4条 本事業を利用することができる者は、市内に住所を有する重度障害者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等から停学その他の処分を受けていない者
- (2) 適切に単位を習得しているなど大学等での学修の意欲があると認められる者

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大津市重度障害者大学等修学支援事業利用申請書兼調査等同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定したことが分かる書類
- (2) 前号の大学等が第2条第2号ア及びイの要件に該当していることが分かる書類
- (3) 本事業の年間利用に係る計画書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその利用の可否を決定し、

申請者に対し、大津市重度障害者大学等修学支援事業利用決定通知書（様式第2号）又は大津市重度障害者大学等修学支援事業利用棄却決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を行ったときは、指定障害福祉サービス事業者に対し、大津市重度障害者大学等修学支援事業実施依頼書（様式第4号）を送付する。

3 指定障害福祉サービス事業者は、前項の依頼書の送付を受けたときは、当該利用の決定した者（以下「利用者」という。）とその利用に係る調整を行うものとする。

（変更等の届出）

第7条 利用者は、申請した事項を変更し、又は利用を中止しようとするときは、大津市重度障害者大学等修学支援事業利用変更（中止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出（変更の場合に限る。）があったときは、速やかにその変更の可否を決定し、利用者に対し、大津市重度障害者大学等修学支援事業変更利用決定通知書（様式第6号）又は大津市重度障害者大学等修学支援事業変更利用棄却決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の届出（中止の場合に限る。）があり、利用の中止を承認したときは、当該利用者及び指定障害福祉サービス事業者に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

（費用の徴収）

第8条 指定障害福祉サービス事業者は、利用者から本事業の利用に要する費用の一部を徴収するものとする。

2 前項の徴収金額は、別表に定めるサービス提供費（以下「サービス提供費」という。）の額に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、利用者（利用者に配偶者がある場合にあっては、利用者及びその配偶者）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は市町村民税が非課税世帯に属する者である場合（当該利用者が18歳未満である場合にあっては、その保護者の属する世帯がこれらの世帯に該当する場合）は、零とする。

（報告）

第9条 指定障害福祉サービス事業者は、本事業の実施に際し事故その他支障が生じるおそれが生じたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（費用の請求）

第10条 指定障害福祉サービス事業者は、サービス提供費の額から第8条第1項の規定に基づき当該利用者から徴収した額を控除した額について、大津市重度障害者大学等修学支援事業費請求書（様式第8号）により、本事業を実施した日の属する月の翌月10日までに、市長に請求するものとする。

2 前項の請求書には、当該月の本事業の実施に係る大津市重度障害者大学等修学支援事業実績報告書（様式第9号）を添付しなければならない。

3 第1項の請求は、年間200時間までのサービス提供費に係るものを上限とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

別表（第８条関係）

利用者の区分	１日の利用時間	サービス提供費
障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成２６年厚生労働省令第５号）第１条第７号に掲げる区分六（以下「区分六」という。）に該当する者であつて、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とするもの	２０分以上３０分未満	１，９６０円
	３０分以上	３０分当たり １，９６０円
区分六に該当する者であつて、喀痰吸引等の医療的ケアを必要としないもの	２０分以上３０分未満	１，８００円
	３０分以上	３０分当たり １，８００円
区分六に該当する者以外の者	２０分以上３０分未満	１，７００円
	３０分以上	３０分当たり １，７００円

様式第 1 号（第 5 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業利用申請書兼調査等同意書

年 月 日

（宛先）

大津市長

大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、大津市重度障害者大学等修学支援事業の利用について次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	住 所	〒 大津市			
	電話番号				
修学する大学等	名 称				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
	入学年月日				
希望する指定障害福祉サービス事業者	(連絡先)				
	(連絡先)				
添付書類	☐ 大学等に在籍し、又は在籍することが決定したことが分かる書類 ☐ 大学等が次の各号のいずれにも該当することが分かる書類 (1) 障害のある学生の支援について協議・検討、意思決定等を行う委員会等及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。 (2) 重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること。 ☐ 本事業の年間利用に係る計画書				
同意欄	1 本事業の利用の決定に係る審査において、申請者（申請者に配偶者がある場合にあっては、申請者及びその配偶者。ただし、当該申請者が 18 歳未満であるときは、当該申請者の保護者）の市民税課税状況等について調査及び閲覧すること。なお、当該調査で課税状況が確認できない場合は、申請者が必要な書類を提出すること。 2 本事業の利用に要する費用の一部を大津市が本事業を実施する指定障害福祉サービス事業者に支払うこと。 3 本事業の変更又は中止に伴い、指定障害福祉サービス事業者において違約金等が発生した場合は、当該違約金等を指定障害福祉サービス事業者に支払うこと。 以上について、理解し、同意します。 年 月 日 申請者氏名				

様式第 2 号（第 6 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業利用決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市重度障害者大学等修学支援事業の利用について、次のとおり決定したので大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

修学する大学等	
利用する指定障害福祉サービス事業者	
支給決定時間	時間
支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱別表に定める利用者区分	
利用負担額	1 割 ・ 0 円
支援内容	
備 考	

様式第 3 号（第 6 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業利用棄却決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市重度障害者大学等修学支援事業の利用については、次のとおり利用を棄却する決定をしたので大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

利用を認めない理由	
-----------	--

様式第 4 号（第 6 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業実施依頼書

年 月 日

様

大津市長



大津市重度障害者大学等修学支援事業の利用を決定したので、次のとおりその利用に係る内容を大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

利 用 者 名		
住 所		
修学する大学等		
支給決定時間	時間	
支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱別表の利用者区分		
サービス提供費	1 日の利用時間	サービス提供費
		円
利用負担額	1 割 ・ 0 円	
支援内容		
備 考		

様式第 5 号（第 7 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業利用変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

届出者 住所
氏名

年 月 日付けで大津市重度障害者大学等修学支援事業の利用決定のあったものについて、
その 変更・中止 の承認について大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定
により申請します。

申請内容	利用決定を受けたものの 変更 ・ 中止
変更の内容 (中止の場合は記載不要)	
変更・中止の理由	
添付資料	変更後の年間利用に係る計画書（中止の場合は添付不要）

様式第 6 号（第 7 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業変更利用承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け 大 第 号で決定をした大津市重度障害者大学等修学支援事業の変更について、次のとおり承認したので大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

承認した内容	
決定に付した 条件変更内容	
変更をした理由	

様式第 7 号（第 7 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業変更利用承認申請棄却決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け 大 第 号で決定をした大津市重度障害者大学等修学支援事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

変更を認めない理由	
-----------	--

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

大津市重度障害者大学等修学支援事業費請求書

年 月 日

（宛名）

大津市長

所在地

請求者 名称

代表者氏名

㊞

年 月分の大津市重度障害者大学等修学支援事業の費用について、次のとおり大津市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱第 1 0 条第 1 項の規定により請求します。

1 請求金額 合計 円

2 請求の内訳 様式第 9 号（大津市重度障害者大学等修学支援事業実績報告書）のとお

様式第9号(第10条関係)

大津市重度障害者大学等修学支援事業実績報告書（ 年 月分）

[illegible]